

1 目的

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準取扱要領（以下、「景観形成基準取扱要領」という。）は、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準（以下、「景観形成基準」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めたものです。

この度、景観形成基準取扱要領に記載されている景観形成地区内における届出対象行為を整理するとともに、色彩の景観誘導基準の運用について、基準の運用をより明確にすることを目的とし、以下のとおり改正を行うものです

2 改正内容

(1) 景観形成地区内における届出対象行為の整理について

景観形成基準 3 (1)届出対象行為イ(ア)景観形成地区 に規定する「別に定める軽易なもの」として、次のものを定めます。

- ・ 建築基準法第 85 条第 6 項に規定する許可を受けた仮設建築物の建築。ただし、吹田市景観まちづくり条例別表に定める規模に該当する建築物を除く。

また、次のものを削除します。

- ・ 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知を要しない建築物の建築等
- ・ 吹田市景観まちづくり条例別表に定める以外の工作物の建設等

(2) 色彩の景観誘導基準の運用について

景観形成基準別表 2 色彩の景観誘導基準における注 2 の「市長が特に認めるもの」は、次のいずれかに該当するものとします。また、「市長が特に認めるもの」として取り扱おうとする際には、あらかじめ、吹田市景観アドバイザーの意見を聴くものとします。

- ア 色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用するほうが、周辺の景観と調和し、かつ良好な景観の形成に寄与すると認められるもの。
- イ 現にある景観資源を保全するために、色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用する必要性があり、かつ良好な景観の維持に寄与すると認められるもの。
- ウ 設置場所や設置する工作物の特性等により、色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用することに妥当性があり、かつ良好な景観の形成に支障がないと認められるもの。
- エ 上記アからウには該当しないが、特段の事情や客観的な理由により、色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用することがやむを得ないと認められるもの。

3 改正予定年月日

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日